

令和8年度「九都県市一斉自転車マナーアップ強化月間」実施要綱

第1 目的

自転車月間推進協議会が主唱して実施される「自転車月間」に合わせ、自転車の交通ルールの遵守とマナーの実践について、九都県市が連携して広く住民に普及、浸透を図る取組を推進することにより、自転車に関係する交通事故の防止を図ることを目的とする。

第2 実施期間

令和8年5月1日（金）から令和8年5月31日（日）までの1か月間

第3 スローガン

「自転車も のれば車の なかまいり」

第4 重点

1 共通事項

- (1) 自転車交通ルールの遵守及びマナーの向上
- (2) 自転車点検整備の促進

2 各都県市重点

地域の事故実態等に即して各都県市の重点を定めることができる。

第5 実施要領

月間の実施にあたっては、各都県市全域での実施を図るとともに、以下の要領により効果的な取組を行う。

1 自治体

- (1) 相互間及び関係機関・団体等との連携を密にし、支援協力体制を保持するとともに、具体的な実施計画を策定し、推進体制を確立する。
- (2) 月間の実施について事前周知を行い、交通安全ボランティア等との連携による交通安全教育、街頭キャンペーン、街頭指導活動等の自転車交通安全活動を展開又は支援する。
- (3) 各種広報媒体やキャンペーン等により、重点項目のほか自転車の安全な利用に関する啓発・広報活動を積極的に実施する。

2 警察

- (1) 自転車利用者に対する街頭指導活動を積極的に実施し、悪質違反者については積極的な検挙に努める。
- (2) 各年齢層に応じた参加体験型の交通安全教育を積極的に実施する。
- (3) 関係機関・団体への交通事故分析資料等を積極的に提供し、地域の実態に即した事故防止活動を推進する。

3 教育関係機関

- (1) 交通安全教育の推進を図るとともに、特に、自転車の安全な利用に関する指導の充実に努める。
- (2) 保護者に呼びかけ、家族で自転車の安全な利用について話し合うことを奨励する。

4 関係機関・団体等

組織の特性に応じた自転車の安全な利用を促進する取組を実施する。

第6 実施結果

月間中に各都県市が実施した取組については、月間終了後に実施結果としてとりまとめを行う。